

広報

あしや

No.972 平成19年 9月15日号
(2007年) 毎月1日・15日発行

Garden City Ashiya

発行/
芦屋市役所(広報課)
TEL.0797-31-2121 FAX.0797-38-2152
〒659-8501兵庫県芦屋市精道町7番6号
ホームページ
http://www.city.ashiya.hyogo.jp/
メールアドレス
info@city.ashiya.hyogo.jp

第19回 あしや秋まつり

10月7日(日)
〈小雨決行・荒天中止〉

問い合わせ あしや秋まつり協議会(市民参画課内) ☎38-2007

■秋まつり会場 JR芦屋駅北側周辺
■だんじり練り回し 山手幹線(船戸町)

今年の秋まつりは、十月七日(日)午前九時〜午後四時に開催します。

まつりのメイン会場は、JR芦屋駅周辺になります。だんじりの練り回しも、山手幹線の船戸町周辺となります。

だんじり巡行、こどもみこし、吹奏楽、パレード、ミュージックステージ、緑日や物産展など、イベントが盛りだくさんです。

*駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください。

*秋まつり開催中、山手幹線(船戸町)周辺を中心として、一時交通規制されます。

*詳しくは、広報あしや十月一日号でお知らせします。



精道小学校第3期工事完了/新体育館が完成しました
第3期工事(管理・給食・体育館棟)が7月末に完成。2学期からは、新しい体育館に子どもたちの歓声が響きわたっています。

高浜用地 「松韻の街」 第1期分譲 〈先着 受付中〉

問い合わせ
管財・検査課
☎38-2029



第1期分譲宅地一覧表

販売代理会社名	宅地番号	地番	地積(m ²)	価格
旭化成ホームズ	62	7番37	209.76	42,000,000
	63	7番36	209.65	41,900,000
エス・バイ・エル	51	7番27	201.47	36,900,000
スウェーデンハウス	42	7番20	201.10	38,600,000
	53	7番29	200.92	36,800,000
住友林業	34	7番10	204.23	37,400,000
	37	7番13	211.14	39,100,000
	65	7番34	301.11	61,700,000
セキスイハイム近畿	47	7番15	240.56	49,800,000
	57	7番33	211.16	40,300,000
	58	7番41	300.59	60,700,000
大和ハウス工業	32	7番8	211.14	38,600,000
	40	7番22	201.25	38,400,000
	59	7番40	209.64	41,900,000
トヨタホーム近畿	31	7番7	241.31	45,600,000
	45	7番17	201.16	38,600,000
パナホーム	48	7番24	213.14	40,300,000
	50	7番26	201.30	36,800,000
ミサワホーム近畿	43	7番19	201.14	38,600,000
	46	7番16	201.15	38,600,000
三井ホーム	41	7番21	201.16	38,600,000

■応募方法
9月15日(土)・16日(日)・17日(月)午前10時〜午後5時まで、分譲地内の仮設販売事務所で受け付け。または、芦屋高浜松韻の街友の会事務局(フリーダイヤル ☎0120-666-194)で常時受け付け(平日午前10時〜午後5時まで)。

■応募条件
①土地譲渡契約締結後、3カ月以内に、市指定の共同事業者と建物建築請負契約を締結すること。

②譲渡契約締結後1年以内に自己の専用住宅を建設し、入居すること。

■譲渡代金の支払等
①土地譲渡契約締結までに、契約保証金(譲渡代金の10%)を支払うこと。
②土地譲渡契約締結後3カ月以内(または3カ月以内に建物の建築工事に着手する場合は着工まで)に、譲渡代金の残額(90%)を支払うこと。

おまつりボランティアを募集しています

秋まつり当日の、おまつりボランティアを募集しています。

当日の午前八時三十分から午後五時まで、運営メンバーと一緒に、会場案内・清掃・イベント運営などをお手伝いください。

当日、会場の本部テントで受け付けています。ご応募をお待ちしています。

※今回は、会場等の都合により、緑日出店の募集はありません。

あしや秋まつり会場周辺図



第44回 秋のわがまちクリーン作戦

問い合わせ 芦屋市自治環境協議会事務局(環境課内) ☎38-2050

9月24日から10月1日は「環境週間」です。市内全域の清掃を実施します。ご家族そろってご参加ください。※軍手、ごみ袋などは事務局で用意します。

- 日時 9月27日(木)午前9時〜11時30分 ※雨天の場合は28日(金)に延期
- 集合 <中央会場> 芦屋公園/その他、各自治会で定める場所
- 参加 各町自治会へ

NO 差別
more 中傷
いじめ

問い合わせ
市民生活部人権推進担当
☎38-2055

人権とは、私たちが社会生活において、幸福な生活を営むために必要な固有の権利であり、この権利は、日本国憲法によって、すべての国民に保障されています。

私たちは、基本的人権をお互いに尊重しあうとともに、それを自分たちの力で大切に守り育てていかなければなりません。

しかし、現実には、差別落書き・誹謗中傷・名誉毀損(きそん)・いじめなど、人権が侵される事件が起きています。思いやりの心を忘れず、一人ひとりが人権意識を持つことが大切です。

「広報あしや」臨時号発行のお知らせ

「広報あしや」臨時号を、高年福祉課から「高年福祉特集」9月1日号として発行しました。お持ちでないかたは、市役所受付・ラポルテ市民サービスコーナー・市内集会所等に置いてありますので、ご利用ください。